

預金共通規定

預金共通規定は、以下の預金（以下これらを「この預金」という。）に共通して適用します。

- 普通預金
- 貯蓄預金
- 納税準備預金
- 自由金利型定期預金M型（スーパー定期）
- 自由金利型定期預金（大口定期預金）
- 満期自由型定期預金（ふくりっ子）
- 変動金利定期預金
- 期日指定定期預金
- 積立式定期預金
- 積立定期預金
- 年金受取型積立定期預金
- 通知預金
- 譲渡性預金

1. 証券類の受入れ

- (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受け入れの記載を抹消したうえ（証書の場合は証書と引換えに）取扱店で返却します。

2. 預金の払戻し

- (1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに提出してください。
ただし、個人の預金者は、当行本支店の窓口を設定したカード認証が可能な機器において、読み取りさせた本人の指静脈情報とカードに登録された指静脈情報（または入力した暗証番号とカード発行口座に登録された暗証番号）が一致した場合には、届出の印章の押印を不要とします。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

3. 取引の制限等

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出等を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期日までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。
- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もし

くは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。

- (5) 前四項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前四項に基づく取引等の制限を解除します。

4. 預金の解約、書替継続

- (1) この預金を解約する時は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに当行本支店に提出してください。

ただし、個人の預金者は、当行本支店の窓口を設定したカード認証が可能な機器において、読み取りさせた本人の指静脈情報とカードに登録された指静脈情報（または入力した暗証番号とカード発行口座に登録された暗証番号）が一致した場合には、届出の印章の押印を不要とします。

- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

a この預金の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

b この預金の預金者が第9第1項に違反した場合

c この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

d 法令で定める本人確認等、および第3条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合

e この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

f 前記aからeの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

a 預金者がこの預金の開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

b 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

(a) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(c) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

- (d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (e) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- c 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- (a) 暴力的な要求行為
 - (b) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - (e) その他 (a) から (d) に準ずる行為
- (4) この預金を書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに取扱店に提出してください。
- ただし、個人の預金者は、当行本支店の窓口を設定したカード認証が可能な機器において、読み取りさせた本人の指静脈情報とカードに登録された指静脈情報（または入力した暗証番号とカード発行口座に登録された暗証番号）が一致した場合には、届出の印章の押印を不要とします。
- (5) 通知預金については通知預金規定、また総合貯蓄口座取引については総合貯蓄口座取引規定により取扱います。

5. 届出事項の変更、通帳（証書）の再発行等

- (1) 通帳（証書）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって取扱店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳（証書）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳（証書）の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6. 成年後見人等の届け出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様にお届けください。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前四項の届け出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. 印鑑照合、カード認証等

- (1) 払戻請求書、諸届けその他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情

がないと当行が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

- (2) カード認証により届出の印章の押印を不要とした場合は、読み取りさせた本人の指静脈情報とカードに登録された指静脈情報（または入力した暗証番号とカード発行口座に登録された暗証番号）が一致し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、カード認証等につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) なお、預金者（個人に限ります。）は、盗取された通帳（証書）を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

8. 盗難通帳（証書）による払戻し等

- (1) 本条は個人の預金者の預金取引について適用されます。
- (2) 盗取された通帳（証書）を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの金額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - a 通帳（証書）の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。
 - b 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること。
 - c 当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
- (3) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの金額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下『補てん対象額』といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (4) 前二項の規定は、第2項にかかる当行への通知が、通帳（証書）が盗取された日（通帳（証書）が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳（証書）を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (5) 第3項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
 - a 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - (a) 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - (b) 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - (c) 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - b 通帳（証書）の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随して行われたこと
- (6) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った金額の限

度において、第2項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(7) 当行が第3項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(8) 当行が第3項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳（証書）により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

9. 譲渡、質入れの禁止

(1) この預金および通帳（証書）は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発信した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金は、第4条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第4条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金の開設をお断りするものとします。

12. 規定の変更

この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ、その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。

休眠預金等活用法

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金活用法」といいます。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。

1. 休眠預金等活用法にかかる最終異動日等

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。（ただし、譲渡性預金を除きます。）

- ① 当行ホームページに掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金にかかる債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金にかかる債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当行が預金者に対して、休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限りします。
- ④ この預金が、休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 前記(1)2号において、将来における預金にかかる債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金にかかる債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回償還日）
- ② 定期預金等の商品について
初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日
 - a 異動事由（当行ホームページにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
 - b 当行が預金者に対して、休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限りします。
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと。
当該支払停止が解除された日
- ④ この預金について、強制執行、仮差押または国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと。
当該手続が終了した日
- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと。（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）
当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日
- ⑥ 総合貯蓄口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じた場合
他の預金にかかる最終異動日等

2. 総合貯蓄口座取引にかかる預金の最終異動日等

総合貯蓄口座取引における預金のいずれかに将来の債権の行使が期待される事由（前記1.(2)において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取扱います。

3. 休眠預金等代替金に関する取扱

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金にかかる債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金にかかる休眠預金代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
 - ① この預金にかかる休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当行がこの預金にかかる休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと